



「(年3%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」  
 「(年6%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」  
 2025年3月18日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「(年3%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」 「(年6%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」の2025年3月18日決算の分配金についてご案内いたします。分配金額は、決算日時点の基準価額水準等を勘案し、以下の通り決定いたしました。

当資料では、「(年3%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」を「年3%目標払出」、「(年6%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」を「年6%目標払出」と称する場合があります。

### ■ 分配金 (1万口当たり、課税前)

ファンド	「年3%目標払出」	「年6%目標払出」
分配金額	50円	100円
(前回決算)	(60円)	(100円)
決算日の基準価額	11,884円	10,158円
決算日の基準価額(分配金再投資)	13,830円	13,935円
(前回決算)	(14,312円)	(14,423円)
分配金設定来累計	1,650円	3,180円

前回決算：2025年1月20日、設定日：2019年11月8日

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。  
 ・分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

### 【分配の方針】

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。なお、各決算時点の基準価額に対して、「年3%目標払出」は年率3%相当の分配を、「年6%目標払出」は年率6%相当の分配を行なうことを目指します。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 基準価額の推移

期間：2019年11月8日（設定日）～2025年3月18日、日次

### 年3%目標払出



### 年6%目標払出

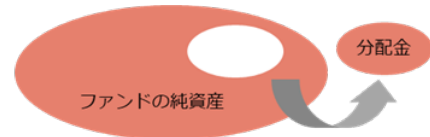


基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

**上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**

## 分配金に関する留意点

● 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

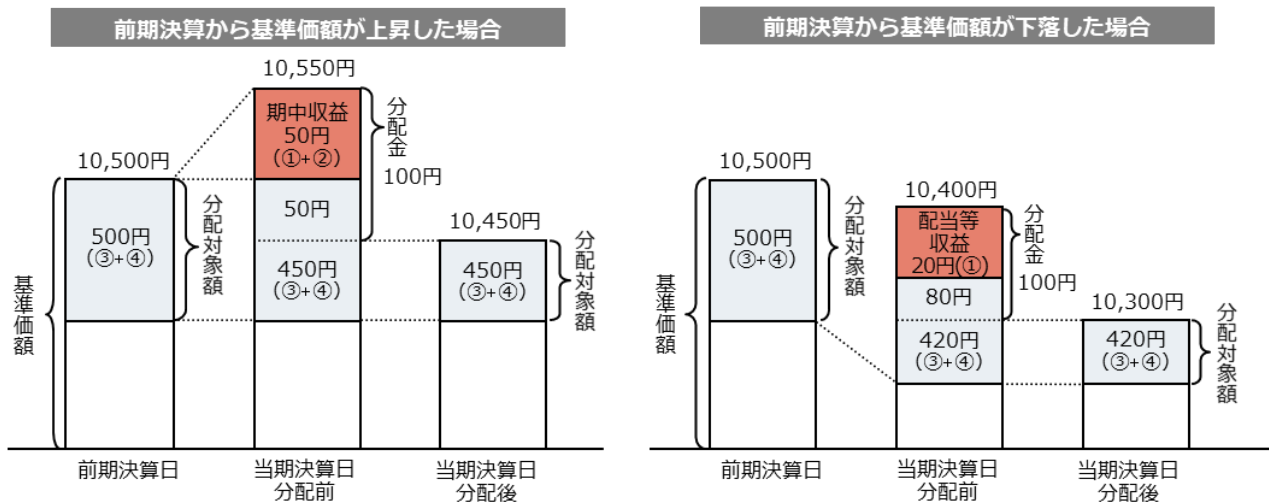


● ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

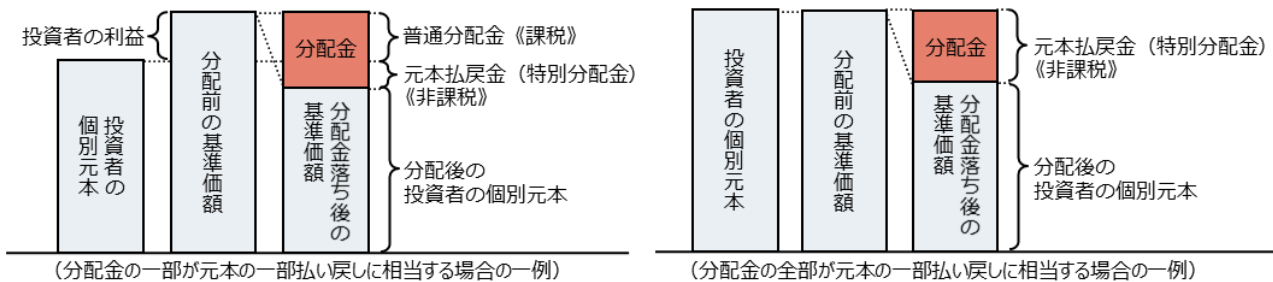
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



● 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目録見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金(特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金(特別分配金)となります。

◆ 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## 【ファンドの特色】

- 信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行いません。
- 日本の金融商品取引所に上場している上場投資信託証券(ETF)※1を実質的な主要投資対象※2とします。  
※1 投資対象とするETFは、各々国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、国内REIT、外国REITの市場指数に連動する投資成果を目指して運用されるETFとします。  
※2 「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 「(年3%目標払出)のむらっぴ・ファンド(普通型) / (年6%目標払出)のむらっぴ・ファンド(普通型)」は、分配方針の異なる「年3%目標払出」と「年6%目標払出」の2本のファンドから構成されています。
- 円建ての外国投資信託「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・バランス・ファンド - デキュムレーティングクラス6」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。
- 通常の場合においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・バランス・ファンド - デキュムレーティングクラス6」への投資を中心としますが、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。  
※ 通常の場合においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・バランス・ファンド - デキュムレーティングクラス6」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

### ■外国投資信託「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・バランス・ファンド - デキュムレーティングクラス6」の主な投資方針について■

- ・日本の金融商品取引所に上場しているETFを主要投資対象とし、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・株式、公社債およびREITに投資することがあります。
- ・ETFへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界REIT(国内REITおよび外国REIT)に分散投資を行ないます。
- ・投資対象とするETFは、各々国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、国内REIT、外国REITの市場指数に連動する投資成果を目指して運用されるETFとします。
- ・2024年10月末時点では、下記のETFを投資対象とします。

銘柄名
NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信
NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信

- ・ETFへの投資配分比率は、副投資顧問会社である野村證券株式会社の助言による各資産への投資配分比率※に基づいて投資顧問会社が決定します。  
※副投資顧問会社が独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。  
一部の資産への投資配分比率がゼロとなる場合があります。
- ・国内株式、外国株式、国内REIT、外国REITの市場指数に連動する投資成果を目指すETFへの投資比率の合計は純資産総額に対して75%を上限とします。
- ・各ETFへの投資比率は、上記期限のもと、下記を上限の目処とします。

銘柄名	上限
NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	30%
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	60%
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	45%
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	50%
NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信 および NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信 の合計	30%

- ※上記の各ETFへの投資比率の上限は、今後変更される場合があります。また、一時的に上限を超える場合があります。
- ・投資配分比率の見直しは定期的に行なうことを基本とします。市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。
- ・効率的な運用を目的として、有価証券指数先物等を使用することがあります。
- ・ETFの投資比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- \* 上記は2024年12月17日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ファンドの基準価額(1万口あたり。支払済みの分配金累計額は加算しません。)が90営業日連続して一定水準(3000円)以下となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。  
・市場動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行なうことができない場合があります。  
・基準価額が90営業日連続して一定水準(3000円)以下となり安定運用に切り替えた場合には繰上償還します。

- 「年3%目標払出」「年6%目標払出」間でスイッチングができます。

### ●分配の方針

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日※(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。  
分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。なお、各決算時点の基準価額に対して、「年3%目標払出」は年率3%相当の分配を、「年6%目標払出」は年率6%相当の分配を行なうことを目指します。

- \*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。  
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 【投資リスク】

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）等に実質的に投資する効果を有しますので、組入株式の価格下落、金利変動等による組入債券の価格下落、組入REITの価格下落や、組入株式の発行会社、組入債券の発行体および組入REITの倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

### 【お申込メモ】

- 信託期間 無期限(2019年11月8日設定)
- 決算日および収益分配 年6回の決算時(原則、1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 一般コース:1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位  
自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位  
(原則、ご購入後にご購入コースの変更はできません。)  
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- スイッチング 「年3%目標払出」「年6%目標払出」間でスイッチングが可能です。なお、「のむらっぴ・ファンド(保守型)」「のむらっぴ・ファンド(やや保守型)」「のむらっぴ・ファンド(普通型)」「のむらっぴ・ファンド(やや積極型)」「のむらっぴ・ファンド(積極型)」の換金代金をもって、「年3%目標払出」「年6%目標払出」へのスイッチングが可能です。  
スイッチングの方法等は、ご購入、ご換金の場合と同様です。  
※販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、下記に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金、スイッチングの各お申込みができません。  
○お申込日当日あるいはお申込日の翌営業日が、ルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合または12月24日である場合  
○ルクセンブルクの連休等で、ご購入、ご換金のお申込みの受付を行わないものとして委託会社が指定する日
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象ファンドにおいてNISAを利用した場合には課税されません。ファンドはNISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 【当ファンドに係る費用】

(2025年3月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に1.1%(税抜1.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 <スイッチング時> 販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年0.627%(税抜年0.57%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 <sup>(注)*</sup> 年1.39%±年0.05%程度(税込) (注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の実質的な負担(2024年10月末時点)を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。 ※この値は、2024年12月17日現在で委託会社が知りうる情報を基に算出しています。なお、外国投資信託が投資対象とするETFの変更等により今後変更となる場合があります。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時、スイッチングを含む)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に依りて異なりますので、表示することができません。  
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

設定・運用は

**NOMURA**

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会 / 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル ☎.0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>



#### 【当資料について】

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

#### 【お申込みに際してのご留意事項】

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

# (年3%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型) (年6%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)

## お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○			
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第66号	○			
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。  
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

**(年3%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)**  
**(年6%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)**

以下は、取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録金融機関	登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行 <small>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)</small>	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社常陽銀行 <small>(委託金融商品取引業者 めぶき証券株式会社)</small>	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 <small>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)</small>	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 <small>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)</small>	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。